

平成 24 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（**新設**・拡充・延長）

（経済産業省）

制 度 名	沖縄の産業イノベーション地域（仮称）における特例措置	
税 目	法人税（投資税額控除）、所得税（投資税額控除、特別償却）	
要 望 の 内 容	<p>○産業イノベーション地域（仮称）制度の創設（産業高度化地域制度を廃止）</p> <p>産業イノベーション事業を行う新産業の集積等により、将来の沖縄経済を牽引しうる地域産業のイノベーションを促進するため、現行の産業高度化地域を発展的に拡充し、産業イノベーション地域（仮称）に係る特例措置を新設する。</p> <p>○投資税額控除の拡充 控除率</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機械等 15%→25% ・器具等 15% ・建物等 8%→15% ・法人税額の 20%上限の撤廃 ・建物と附属設備の同時取得要件の撤廃 ・取得価額上限 20 億円の撤廃 ・最低取得価格要件の緩和 ※現行の産業高度化地域と比較 <p>○特別償却制度の拡充 償却率</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機械等 34%→50% ・器具等 34% ・建物等 20%→25% ・建物と附属設備の同時取得要件の撤廃 ・最低取得価格要件の緩和 ※現行の産業高度化地域と比較 <p>○対象設備の拡充（試験研究用資産、再生可能エネルギー設備）</p> <p>○対象地域の拡大</p> <p>※電気事業者の準用</p>	
	平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	▲ 4 8 8 百万円 （－）

新
設
・
拡
充
又
は
延
長
を
必
要
と
す
る
理
由

(1) 政策目的

沖縄の自立的発展のためには、民間主導の自立型経済の発展を目指していくことが必要であり、亜熱帯という自然的特性、アジア諸国に近い地理的特性などの沖縄の優位性を生かした産業振興を進めていくことが重要である。

沖縄は、広大な海域と豊富な亜熱帯生物資源を有しており、近年、沖縄独自の生物資源等を活用した新たなバイオテクノロジー産業の萌芽が見られ、研究開発主導のバイオベンチャー企業が集積しつつある。また、地球規模での環境問題が深刻化する中で、沖縄には、サトウキビの副産物である糖蜜やバガス（さとうきびかす）等のバイオマス資源、水溶性天然ガス等の未利用資源も存在しており、新たな環境・エネルギー産業の成長も期待されている。

こうした中、来年には世界最先端の研究教育機関である沖縄科学技術大学院大学（OIST）が開学する予定であり、新たな制度的な措置を講ずることにより、沖縄の有する資源を生かしたイノベーションによる新たな産業の育成を加速させることが必要である。

(2) 施策の必要性

イノベーション主導による沖縄の新たな産業育成を加速させていくため、沖縄の自主性をより発揮できるような、予算措置ではない制度的措置が求められており、沖縄におけるイノベーションを加速する新たな地域制度の創設が必要である。

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済成長
		政策の達成目標	産業イノベーション（仮称）地域内の製造業等の発展
		租税特別措置の適用又は延長期間	平成 29 年 3 月 31 日まで
		同上の期間中の達成目標	沖縄県の製造品出荷額を平成 24 年度に比べて平成 33 年度には 1. 5 倍に増加させる。 ※研究開発費の特別控除、発行株式等の取得に係る所得控除と合わせて、目標を達成する。
	政策目標の達成状況	沖縄県の製造品出荷額は、平成 14 年度に比べて平成 20 年度は 1. 05 倍に増加。本要望の前身となる産業高度化地域に限っては、 1. 09 倍に増加。	
	有 効 性	要望の措置の適用見込み	産業イノベーション（仮称）地域内において年平均 240 億円程度の設備投資を想定。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	産業イノベーション（仮称）地域内でのイノベーションの創出に際しては、研究機関や他企業との研究開発の促進及び研究開発時の研究資産や製品開発時の新設備の導入を促進させることが必要。研究開発、設備投資を促進させる当該制度の創設が必要であり、有効。
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	<ul style="list-style-type: none"> 産業イノベーション地域において先進的な産業イノベーションを行う特定企業の発行株式等の取得に係る個人投資家の所得控除（所得税） 産業イノベーション地域において、試験研究を行う企業の試験研究費に係る税額控除（沖縄特定試験研究費 50%）（法人税、所得税） 地方税の特例（事業所税の軽減、特別土地保有税の非課税）
		予算上の措置等の要求内容及び金額	<ul style="list-style-type: none"> 研究開発を支援するためのコーディネータの育成やマッチング支援、競争的資金等の予算措置 固定資産税、事業税、不動産取得税の課税免除又は不均一課税に伴う減収補填措置
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	新たな製品の研究開発に際して企業のニーズを研究機関につなげるための支援や海外での販路を開拓するための側面支援を予算に措置。実際の研究開発や商品開発のための新たな設備への投資を促進させるための支援措置として税制措置を講じることとしている。
	要望の措置の妥当性	沖縄の優位性を生かした新産業の創出を図るために、研究開発や中小企業への投資を促進する必要がある。そのために研究開発費用に対する措置や試験研究用資産を対象とした特別償却制度及び投資税額控除等のインセンティブを与える税制措置は有効と考えられる。	

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	平成14年度 産業高度化地域制度を創設 平成19年度 産業高度化地域制度を延長	